

● 水道統計 ●	
給水人口	241,670人
給水戸数	113,516戸
給水人口前年比	+1,530人
平成21年4月1日現在	

第51回水道週間

6月1日(月)～6月7日(日)

おいしいね

この水未来に

いつまでも



今年も、6月1日(月)から7日(日)まで「水道週間」が開催されます。水道週間とは、健康で文化的な生活と様々な社会経済活動を支える重要な役割を果たしている水道について、ご利用されるみなさまに関心を持っていただき、水道事業への更なるご協力をお願いするために、厚生労働省及び各水道事業者などが主催する全国的な水道の広報週間です。

水の恵みを大切に…

市民のみなさまは、毎日のくらしのなかで水道水についてどのような意識をお持ちになつていますか。蛇口をひねれば水が出るのは当たり前と思われてはいませんか。しかし、蛇口から水が出てくるためには、様々な労力や費用が必要とされているのです。河川や井戸の水を安心して飲める水にするため浄水場できれいにしたり、みなさまの家庭に水をお届けするための配水管を整備しなくてはなりません。また、水の安全性を確保するため水質検査を怠ることはできません。このように手間をかけてできあがったものが水道水です。この水道週間に機会に、限りある水資源を大切に無駄なく使っていただくようお願いいたします。

受水槽・高架水槽の点検・故障時の緊急連絡先の周知徹底を!

共同住宅など大型の建物では、水道水を一度受水槽にためてから使っています。受水槽から蛇口までの間はその設置者の責任により、清掃や点検等の管理をすることとなります。清掃や点検がきちんとしていないと…

- ・受水槽のふたが空いて雨水やゴミが水道水に混入
- ・受水槽の亀裂からの水漏れやホコリ等の混入

この結果、蛇口から出る水道水の安全性が保たれない原因となります。いつでも安全な水を飲むために、受水槽の管理者は、年に1度の清掃や日頃から施設などの点検を忘れずに行ってください。

園 越谷保健所草加分室 ☎925-1551
 園 営業課給水係 ☎925-3135

また、近年受水槽のポンプ故障等による給水停止事故が発生しています。特に管理人が常駐していない建物については、居住者の方が常に連絡が取れるよう故障時の緊急連絡先の周知徹底をお願いします。

水質検査・水道管の洗浄などの訪問販売、電話勧誘にご用心!

- 最近、「水道局の方からきました」または「水道局からの委託できました」などとあたかも草加市水道部と関係があるように装った、次のような訪問販売や電話勧誘が頻発しています。
- ☆水道水の水質検査
- ☆水道管のサビや水アカなどの洗浄
- ☆蛇口の交換・販売
- ☆無菌の水道管の取付
- ☆漏水の検査
- ☆浄水器等の販売
- ☆水道管等の点検
- ☆水道メーターの有料交換

草加市水道部では、戸別訪問、電話・チラシ等を使用した勧誘などは行っていません。また、業者への委託もしていませんのでご注意ください。

水道部の職員は名札をつけ、身分証を携帯していますが、制服を着用している場合は必ず制服に草加市のマークが入っていますので、不審に思われた時には、身分証の提示を求めたり、草加市水道部までご確認ください。また、職員がみなさまの家庭を突然訪問することはありません。強引で悪質なセールスの場合は警察(110番)に通報してください。

■水道に関する問い合わせ ☎925-3131
 ■訪問販売・トラブル等の相談・問い合わせ ☎941-6111
 園 経営管理課
 園 消費労政課(勤労福祉会館内)

公共下水道ご利用のみなさまへ

6月の検針分から、下水道使用料金が改定されます。水道部では、下水道課からの委託を受けて、公共下水道の使用料金を水道料金の徴収と合わせて請求させていただいております。

この下水道事業は、施設整備に伴う借入金の返済費用のため、みなさまに納めていただいている税金を補てんしています。そのため、市における様々な施策に使うべき税金がその分少なくなり、今後の少子・高齢化社会の進展への対応に支障をきたすことから、この度、下水道事業運営の健全化を図るため、下水道使用料金の見直しが行われ、平成4年以来17年ぶりに料金が改定されることになりました。

改定の内容は、1か月当たりの基本料金について、現行の700円から770円とするとともに、超過料金については、それぞれの排除汚水量区分ごとに、1立方メートル当たり15円の改定となり、平均改定率は16%の増額となります。

今回の料金改定は、4月1日からの実施となりますが、実際、みなさまに新しい下水道料金体系が適用されますのは、6月1日以降に実施する検針分からとなります。なお、水道料金については従来と変更はありません。

みなさまのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

お問い合わせは下水道課へ
 建設部下水道課業務係 ☎922-0151 (市役所代表)
 ☎922-2286 (業務係直通)

平成21年度 水道事業会計予算のあらまし

平成21年度の水道事業会計予算は、平成21年草加市議会2月定例会で議決されました。

水道事業会計とは…

水道事業は、地方公営企業法の定める「独立採算制」を基本とした地方公営企業です。そのため、水道事業を運営するために必要となる費用は、みなさまからいただく水道料金によってまかなわれ、税金などでまかなわれる市役所の一般会計や特別会計とは別の会計となっています。

業務の予定量

給水戸数	11万4,600戸	前年度比 +1,400戸
年間総給水量	2,740万㎡	前年度比 -20万㎡
一日平均給水量	7万5,068㎡	前年度比 - 548㎡

収益的収支予算

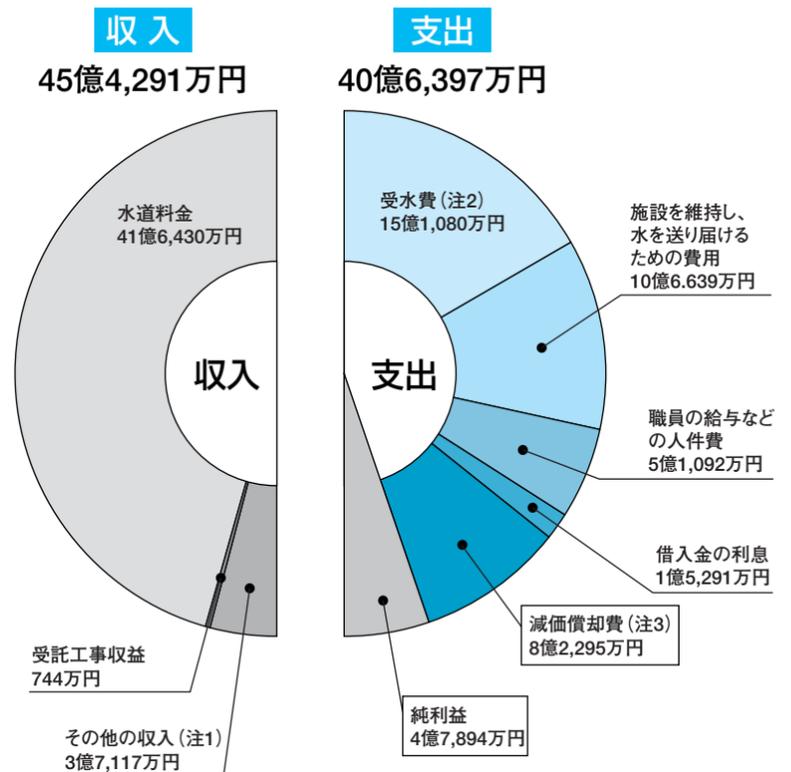
収益的収支とは、企業の経営活動に伴って発生する収入と支出をいいます。

主な収益的収入として水道料金があります。平成21年度水道事業会計予算では水道料金収入41億6,430万円、受託工事収益744万円、加入分担金などその他の収入3億7,117万円を合わせた45億4,291万円（前年度とほぼ同じ）を予定しています。

収益的支出は、水道水をみなさまのご家庭にお届けするために必要となる費用です。県の浄水場から水道水を買入れる受水費、配水ポンプなどの機械を動かすための動力費や、機械や水道管の減価償却費などで構成され、40億6,397万円（前年度とほぼ同じ）を予定しています。

社会・経済情勢の動向を踏まえ積極的にコストダウンを図り経営の合理化を推進することにより、4億7,894万円を純利益（消費税含む）として見込んでおります。

- (注1) 加入分担金などの収入
- (注2) 埼玉県浄水場で浄化した水を買うための費用
- (注3) 浄水場施設や水道管などが、使用や時の経過によってその価値を減少させると仮定し、その減少分を耐用年数に基づいて費用化したもの



資本的収支予算

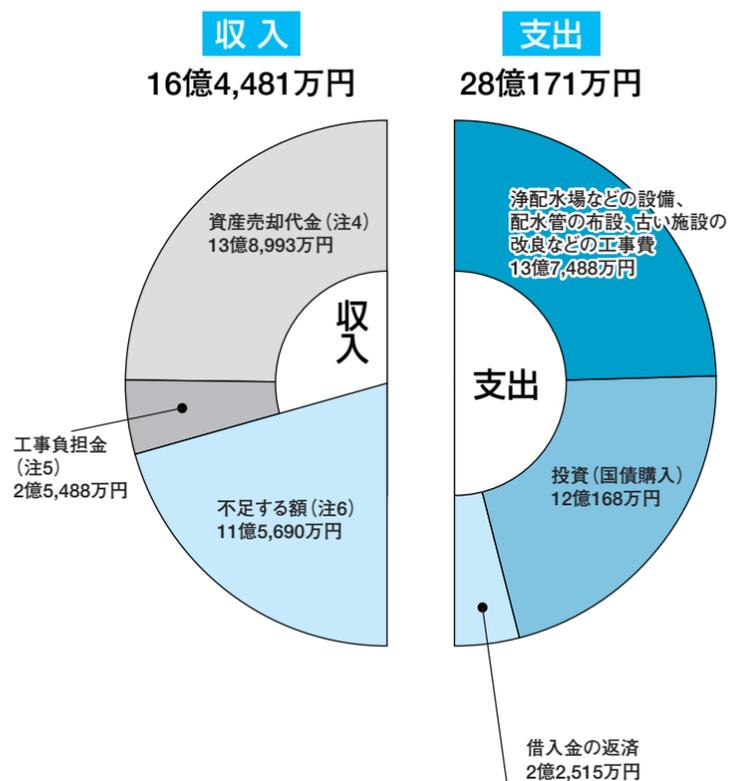
資本的収支とは、企業の設備投資に伴って発生する収入と支出をいいます。長期的な安定給水と地震等の災害に強い水道施設の整備を図り、配水管網の整備や浄水場施設の更新工事を推進するための収入と支出です。

平成21年度予算では、資本的収入として、満期を迎える国債による収入13億8,993万円、他企業などに依頼された水道管の布設替え工事代金などの負担金収入が2億5,488万円を合わせて総額16億4,481万円（前年度比28.7%増）を予定しています。

資本的支出は、浄配水場などの設備、配水管の布設及び古い施設の改良工事費などが13億7,488万円、ペイオフ対策としての国債購入12億168万円、借入金の返済が2億2,515万円で、総額28億171万円（前年度比1.6%増）を予定しています。

なお、支出に対する不足額は内部留保資金などで補います。

- (注4) 満期を迎えた国債による収入
- (注5) 水道管の布設替え工事代金など、他企業などからの負担金
- (注6) 不足分は過年度の純利益や減価償却費など、企業内部に留保された資金で補います。



水道事業予算額の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収益的収入	46億4,724万円	45億8,213万円	45億8,303万円	45億5,153万円	45億4,291万円
収益的支出	41億 930万円	40億4,771万円	40億6,659万円	40億6,699万円	40億6,397万円
資本的収入	2億8,441万円	3億 213万円	13億1,738万円	12億7,754万円	16億4,481万円
資本的支出	27億9,098万円	27億4,729万円	35億1,567万円	27億5,683万円	28億 171万円

平成21年度草加市水道事業水質検査計画を策定

水道法施行規則に基づき水質検査計画を策定しました。水質検査計画とは、今年度に行う水質検査項目、地点、回数等をまとめたものです。水道部では安全で良質な水道水をお届けするため、水質検査を定期的・計画的に実施しています。

水道事業の概要

- 草加の水道は、吉町、中根、旭、谷塚の4浄水場及び新栄配水場の計5浄配水場からみなさまに水道水を供給しています。
- 給水人口は平成19年度実績で24万140人、年間総配水量は2,748万7,323m³でした。
- 水道の水源は、地下水（深井戸）と県水（埼玉県営水道）があります。
平成19年度においては年間総配水量のうち、県水が84.8パーセント、地下水が15.2パーセントの割合になりました。

水質検査計画の特徴

- 浄水場から蛇口（給水栓）までの水質を定期的に検査し、水道水の基本的な検査項目である色度、濁度、残留塩素濃度（消毒の残留効果）については市内10か所の自動測定機器で常時監視しています。
 - 水質基準項目（50項目）のほか水質管理目標設定項目等についても検査し、より高い安全性の確保に努めています。
 - 検査結果は「水道だより」、草加市水道部のホームページ（<http://www.soka-waterworks.jp>）で公表しています。
- なお、水質検査計画の詳細は草加市水道部のホームページで閲覧できるほか、市内の公民館、コミュニティーセンター等で入手できます。

☎ 施設課浄水場係 ☎924-3807



安心して飲める水 平成20年度水質検査結果

水道部では、市民のみなさまに安心して水を使っていただくため、定期的に水質検査を実施し、水道水が安全で良質なことを確認しています。平成20年度の検査結果は次の表のとおりで、検査項目はすべて水質基準に適合しています。

検査項目	単位	吉町浄水場給水	中根浄水場給水	谷塚浄水場給水	旭浄水場給水	新栄配水場給水	水質基準
水	温	℃	17.0	18.1	16.9	16.9	16.5
一般細菌	個	個/ml	0	0	0	0	0
大腸菌		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1ml中100以下
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下
セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
六価クロム化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	2.0	1.8	1.3	1.4	2.3	10 以下
フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下
ホウ素及びその化合物	mg/l	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	1.0 以下
四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.04 以下
ジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.02 以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下
ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下
クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
クロロホルム	mg/l	0.010	0.010	0.007	0.009	0.011	0.06 以下
ジクロロ酢酸	mg/l	0.006	0.006	0.005	0.005	0.008	0.04 以下
ジブロモクロロメタン	mg/l	0.005	0.006	0.004	0.005	0.005	0.1 以下
臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
総トリハロメタン	mg/l	0.024	0.027	0.019	0.023	0.025	0.1 以下
トリクロロ酢酸	mg/l	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.2 以下
ブロモジクロロメタン	mg/l	0.009	0.010	0.007	0.008	0.009	0.03 以下
ブロモホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下
ホルムアルデヒド	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08 以下
亜鉛及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	1.0 以下
アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
鉄及びその化合物	mg/l	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下
銅及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
ナトリウム及びその化合物	mg/l	16.6	19.1	23.6	21.4	12.7	200 以下
マンガン及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
塩化物イオン	mg/l	18.8	21.0	18.1	19.1	19.3	200 以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	65.5	66.2	59.7	59.5	69.0	300 以下
蒸発残留物	mg/l	157	163	158	158	155	500 以下
陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000002	0.00001 以下
2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000002	0.00001 以下
非イオン界面活性剤	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下
フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.9	0.8	0.6	0.8	0.9	5 以下
pH値		7.3	7.4	7.6	7.6	7.2	5.8以上8.6以下
臭	気	正常	正常	正常	正常	正常	異常でないこと
色	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	5 以下
濁	度	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	2 以下
残留塩素	mg/l	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.1 以上

水道の使用開始・中止をされる方は必ずご連絡を

水道をご利用になる時や、中止をする時は、必ずお手続きをお願いいたします。
 ご使用になる時は、使用開始日が決まり次第、ご使用を中止する時は、使用中の5日前までに「ご連絡をお願ひいたします。」(ご使用の中止日はその日の前日)とさせていただきます(この注意は「注意」ではありません。)

■営業時間

土曜日・日曜日・祝日を除いた日 午前8時30分から午後5時まで

■インターネットによる使用の開始・中止の手続きについて

インターネットにより、水道部ホームページ上で水道の使用開始・中止のお申し込みができます。年間を通じて24時間いつでもお手続きできるのがご利用のメリットです。

水道部ホームページ <http://www.soka-waterworks.jp>

☎ 927-2220

一年中24時間お支払いいただけます 水道料金が取扱い可能なコンビニエンスストア

セブンイレブン	スリーエフ
ローソン	ファミリーマート
ミニストップ	サークルK・サンクス
am/pm	ポプラ
生活彩家	くらしハウス
スリーエイト	セブオン
コミュニティストア	セイコーマート(北海道・関東地区)
北海道SPAR	コストア
エブリワン	デイリーヤマザキ
ヤマザキデイリーストア	M&K設置店(NEW DAYS等)

※バーコード印刷のない納入通知書では、コンビニエンスストアでのお支払いはできませんのでご注意ください。

口座振替日のお知らせ

～料金のお支払いは便利な口座振替で～

上下水道料金の口座振替は左図のとおり、計3回行います。
 振替日前日までに口座の残高確認をお願いいたします。
 振替日が土・日曜日又は休日(に当たった場合は、その翌営業日が振替日となります)。

口座振替の流れ



☎ 920-5665

給水装置はお客さまの所有物です!!

「給水装置」とは…?

道路の中に埋められた水道管(配水管)から分かれて、住宅や事務所などに引き込まれた給水管とこれに取り付けてある止水栓、水道メーター、蛇口などをまとめて給水装置と呼んでいます。これらの給水装置は、お客さま(水道使用者)の利用形態や使用水量に合わせて設置しますので、お客さまのご負担での設置となります。ただし、水道メーターは、水道部がみなさまにお貸ししています。

給水装置の修繕は…?

給水装置は、お客さま(水道使用者)のご負担で設置したものですので、お客さまの所有物です。そのため、給水装置の老朽化や破損により修繕を行ったときの費用は、お客さまのご負担となります。なお、給水装置の経年による劣化は漏水等の原因となります。次のような方法により漏水の発見を容易に確認することができますので、定期的に確認してみたいかがでしょうか。

☆水道メーターによる確認方法☆

水道の蛇口を全て閉めた状態で、水道メーターのパイロットが回っている場合は水が流れていることになり、漏水している可能性があります。

修繕等のご連絡は、「草加市水道事業指定給水装置工事事業者」へお願いいたします。

※「草加市水道事業指定給水装置工事事業者」の一覧は草加市水道部ホームページに掲載しております。

・修繕に関するお問い合わせ

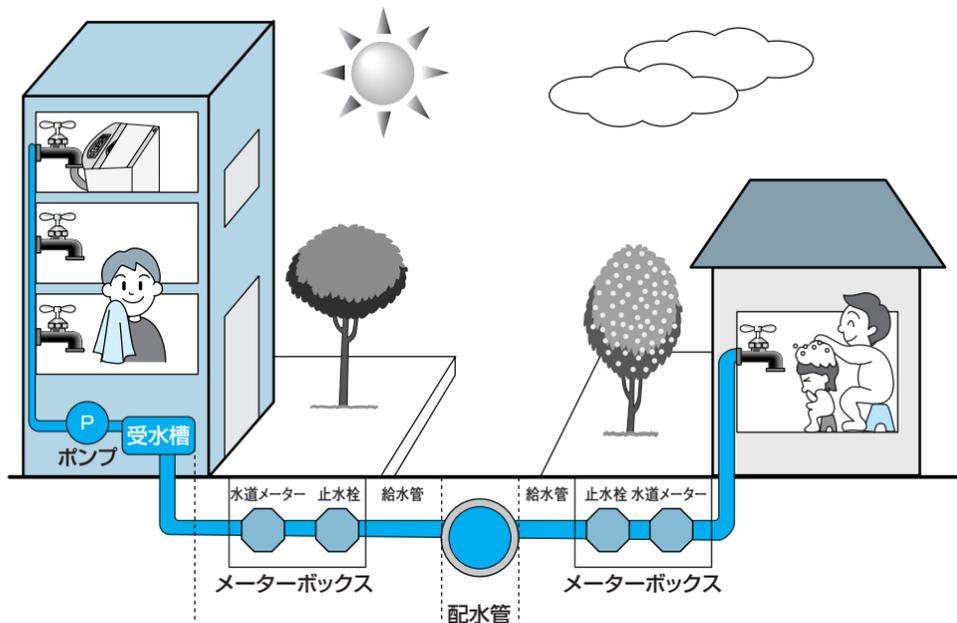
☎ 施設課維持管理係 ☎925-3227

・「草加市水道事業指定給水装置工事事業者」に関するお問い合わせ

☎ 営業課給水係 ☎925-3135

水道メーター

パイロット



給水設備	給水装置	配水管	給水装置
所有者等	水道部	所有者等	
所有者等	水道部		

呼び方

維持管理

水質管理

水道メーターの取替えに伺います ～取替費用はかかりません～

水道メーター(量水器)は、水道の使用水量を正確に計量するため、定期的(8年に1回)に取替えることが計量法で義務づけられています。

草加市水道部では、お客さまが使用されている水道メーター(市の貸与品)の取替工事を無料でっており、7月から11月頃に実施する予定です。

今年度が取替時期にあたるお客さまには、事前に草加市水道部から水道メーター取替えのお知らせを配布した後、草加市の指定給水装置工事事業者が取替工事にお伺いしますので、ご協力をお願いします。なお、水道メーターの取替えに際して、バルブ等給水装置に異常が見つかった場合の修理費用は、お客さまのご負担になりますのでご承知ください。

なお、不審に思われる勧誘等がありましたら、草加市水道部まで確認していただきますようお願いいたします。

■対象区域などの詳細については、取替時期が近づきましたら、広報そうかや水道部ホームページなどに掲載してお知らせします。詳しくは、営業課営業係へお問い合わせください。

☎ 営業課営業係 ☎927-2220